

入札公告

電気工作物保安管理委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年2月25日

高知県知事 濱田 省司

記

第1 一般競争入札に付する事項

- 1 委託業務名 電気工作物保安管理委託業務
- 2 委託業務番号 道保管第1号
- 3 委託対象電気工作物 別紙電気工作物保安管理委託業務仕様書付表のとおり
- 4 委託業務の仕様書等 別紙電気工作物保安管理委託業務仕様書による。
- 5 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

第2 一般競争入札参加申請書（第1号様式）の作成に係る事項

- 1 一般競争入札参加申請書（第1号様式）の交付
 - (1) 交付期間 この公告の日から令和8年3月12日（木）まで
 - (2) 交付場所 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県土木部道路課総務担当
電話(088)823-9892 FAX(088)823-9232
 - (3) 交付方法 直接受け取り又は高知県土木部道路課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170701/>)
からダウンロードすることができる。

2 一般競争入札参加申請書（第1号様式）に添付する書類

一般競争入札参加申請書（第1号様式）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、別の書類をもってこれに代えることができる。

(1) 指名競争入札参加資格（設備保守管理）決定通知書の写し

この決定通知書の交付を受けていない者は、下記の部署で別途手続きすること。その際には、当該入札に参加予定である旨を必ず申し出ること。なお、期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、参加資格が与えられない場合がある。

申請期限 令和8年3月3日(火)

指名競争入札参加資格(設備保守管理)申請部署

高知県総務部管財課庁舎管理担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話(088)823-9322 FAX(088)823-9254

この手続案内は高知県ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/2023072600020.html>)

からダウンロードすることができる。

(2) 受託実績書(第2号様式)

受託期間、受託金額が分かる契約書の写し等を添付すること。

(3) 技術職員名簿(第3号様式)

保安業務担当者になる要件を満たす職員についてのみ記載する。

3 提出方法

(1) 提出部数 各1部

(2) 提出期限 令和8年3月12日(木)午後5時

(3) 提出場所 高知県土木部道路課総務担当

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る)

(5) 費用 提出者の負担とする。

第3 申請者の資格要件に関する事項

申請できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当する事業者で、県内に事務所又は営業所を持ち、審査基準日(令和8年1月1日)の前日において1年以上の自家用電気工作物の保安管理業務実績を有する者であること。

2 受託実績(審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における受託実績により算出した年間平均受託実績)が、1,000万円以上の者であること。

3 高知県における「令和6年度・令和7年度・令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿(設備保守管理業務)」に登録されている者であること。

4 この公告の日から当該委託の入札の日までの間に、本県から高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)及び高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

5 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- 6 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第4 委託仕様書に関する質疑応答

委託仕様書の内容について質問がある場合は、1及び2に従うこと。なお、質疑の受付は、この公告から令和8年3月9日（月）までの間、県の閉庁日を除く毎日とする。

- 1 Wordファイル形式により作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ、3のアドレスへ送付すること。指定した方法以外のファイル形式のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。
- 2 質疑書提出時には、必ずその旨を電話で道路課総務担当に伝えること。
- 3 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

質疑等の送付アドレス E-mail: 170701@ken.pref.kochi.lg.jp

第5 申請書の審査結果に関する事項

申請書の審査結果は、一般競争入札参加通知書（第4号様式）により通知する。また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由を書面により通知する。

通知予定日 令和8年3月16日（月）

第6 入札に関する事項

- 1 入札予定日時 令和8年3月25日（水）午前11時
- 2 入札予定場所 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 県庁7階会議室
- 3 予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格の者を落札者と決定する。ただし、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札書には入札金額の内訳として第1の3の委託対象電気工作物ごとに委託業務にかかる月額及び年額（月額×12か月）を記載すること。
- 5 入札条件等
 - (1) 入札保証金 高知県契約規則第9条及び第10条によるものとする。
 - (2) 最低制限価格 設定しない。

第7 契約に関する事項

1 契約保証金について

落札者は、契約締結の際、契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

2 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

契約書の書式は、第2の1の（2）において閲覧することができる。

3 落札者が契約書に記名押印すべき期限

落札者は、別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

第8 その他

1 入札参加者は、物品購入等一般競争入札心得の規定を準用するので、各条項を承知すること。

2 提出された申請書等は返却しない。

3 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とする。

4 調達手続の停止等

令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続きについて停止等を行うことがある。

5 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。